

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	受診勧奨													地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標													
		取組方法の種類				具体的な取組	対象者				抽出基準 (健診結果) ※1					(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他									
		個別通知	電話	面談訪問	その他		特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR							【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧	【血圧】収縮期血圧	治療中断者・未治療者・健診未受診者					
区東部	江東区	R02	○	○				○			126			6.5	60	±、+、2+、3+								健診結果及びレセプトの請求情報(疾患名)から糖尿病未治療者を抽出し、文書により受診勧奨を行う。(上限100名) 文書送付後、1回目の電話での受診勧奨を行う。その後、レセプトの請求情報を基に、受診の確認が取れない者へ2回目の電話勧奨を行う。	(対象者) 医療機関未受診者、重症化リスク者 (抽出基準) 前年度の健診結果において、以下の基準を満たす者。 ・空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上 ・eGFR60ml/分/1.73ml未満または尿蛋白(±)以上 ・血糖に関する服薬がない	区東部糖尿病医療連携検討委員会にて取組報告を行っている。	○		
区南部	品川区	H25以前	○	○				○			126	126	6.5				90	140					実施にあたっては、データヘルズ計画・国保基本健診等実施計画策定評価委員会と地区医師会を含む各種団体と学識経験者などの入った場で議論して決定した。	(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者 (抽出基準) 健診結果が要医療判定の人の中で、以下のいずれかの検査値に当てはまり目過去6ヶ月生活習慣病で医療機関未受診の方 ・血圧：収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上、脂質：中性脂肪300mg/dl以上またはLDL140mg/dl以上、血糖：HbA1c6.5%以上または血糖126mg/dl以上		○	○		・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・翌年度の健診受診時に受診勧奨基準を脱却した人の割合
区西南部	目黒区	H25以前	○	○	○			○			126	126	6.5										<早期治療> 特定健診結果、空腹時血糖または随時血糖の両方が受診勧奨値の者に早期の受診勧奨通知をする。 <治療再開> 過去3年間糖尿病の治療歴があるが今年度医療機関受診、健診受診がない者に糖尿病の治療再開するよう促す通知をする。 いずれも、必要に応じて保健師が治療に向けて個別相談(電話)をする。	(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者、重症化ハイリスク者 (抽出基準) <早期治療> 特定健康診査受診者のうち、次の数値に該当し、医療機関未受診である者。 (40~64歳) HbA1c 6.5%以上、かつ、空腹時血糖126mg/dl以上または随時血糖126mg/dl以上又は血糖値検査なし。 (65歳以上) HbA1c 7.0%以上、かつ、空腹時130mg/dl以上または空腹時血糖値検査なし。 <治療再開> 特定健康診査未受診者かつK D Bシステムにより、過去の治療歴(糖尿病)があつて現年度において治療歴(糖尿病)がない者。	事業実施にあたり目黒区医師会に事業内容を説明した。	○	○		・医療受診率 ・治療再開率
区南部	大田区	H29	○	○				○			126		6.5										・治療中断者等に対して、受診勧奨案内文と、糖尿病と合併症についてのリーフレットを送付する。 ・さらに、ハイリスク者への電話勧奨も併せて実施する。 ・抽出基準に該当する者のうち、糖尿病性腎症の方については、糖尿病性腎症重症化予防プログラム保健指導を合わせて案内する。 ・発送月から6か月間の受診状況及び勧奨した年の翌年度の特定健診におけるHbA1c値の変化について効果検証する。	(対象者) 糖尿病治療中断者、健診結果異常値放置者 (抽出基準) 【糖尿病治療中断者】 ・前年度糖尿病の投薬があるが、当該年度に糖尿病の投薬または検査がない者(3か月以上) ・特定健診受診者はHbA1c6.5%以上 【健診結果異常値放置者】 ・特定健診でHbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上 ・前年度かつ当該年度に糖尿病の投薬または検査がない者(1年3か月以上) ※いずれも、①透析治療中の者、②がん治療中、③認知機能障害がある者、④精神疾患を有する者は除く。	本事業検討会の医師に、抽出基準の確認や、事業の相談・実績報告等を行っている。	○	○	○	・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・対象者の抽出、受診勧奨、評価等各段階で評価しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・受診勧奨者のうち、HbA1c8.0%以上の者の割合 ・特定健診受診者の糖尿病未治療者の割合
区西南部	世田谷区	H29	○	○				○			126		6.5										対象者の過去の受診状況や健診結果等を踏まえて対応している。	(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者、重症化ハイリスク者 (抽出基準) 1 世田谷区国民健康保険の前年度の特定健康診査受診者のうち、2型糖尿病に該当する空腹時血糖126mg/dlまたはHbA1c6.5%以上の未治療者、およびそれに加えて腎機能が低下している未治療者。 2 世田谷区国民健康保険の前年度の特定健康診査未受診者で、過去に糖尿病治療歴があり、現在治療を中断しているもの(前年度の医療機関受診歴がないもの)ただし、①透析治療中の者、②腎移植手術を受けた者、③がん治療中、④重度の合併症を有する者、⑤終末期及び認知機能障害がある者、⑥精神疾患を有する者は除く。	事業実施にあたって、世田谷区医師会及び玉川医師会に事業内容の説明をしている。	○	○		・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・医療機関受診につながった人の継続した受診率・服薬状況
区西南部	渋谷区	H29	○	○				○					6.5		±、+、2+、3+								健診結果数値やリスクを記載したカラー刷りの通知を送付し、早期受診を促す。 その後、受診を確認できない者については再度通知を送付している。 さらに、通知を郵送して一定期間経過後に受診を行っているかを電話で確認している。	(対象者) 医療機関未受診者 (抽出基準) ・HbA1c 6.5以上かつ尿蛋白±以上 ・(健診未受診者は)糖尿病に該当するレセプトが過去にあったが、現在はなく、定期的な治療を中断していると判断できる者(除外要件) がん、難病、精神疾患	渋谷区医師会や渋谷区医師会糖尿病・循環器連携委員会に事業内容の説明をする。 通知の効果について、医療機関への受診率等のデータを情報提供する。	○	○		・対象者に合わせた実施内容を準備できているか

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨										地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標								
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果)※1							(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他				
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張血圧							【血圧】収縮血圧	治療中断者・未治療者※健診未受診者		
区西部	中野区	H29	○	○			通知を通し、糖尿病性腎症重症化予防保健指導への参加を促すとともに、医療機関受診の必要性について説明している。		○	○				126		6.5	30~90		±、+、2+、3+			○	事業実施にあたって、中野区医師会に事業内容を説明し、事業の進捗については、随時情報提供を行った。	○	○		・未治療者、治療中断者の割合
区西部	杉並区	H26	○	○			通知による受診勧奨を実施し、通知送付後に電話による受診勧奨を実施。電話は治療に結びつけるための保健指導も含む。		○	○	○					6.5	~60		-、±、+2+、3+	90	140	○	事業実施にあたって、杉並区医師会に事業内容を説明し、実施後は結果を報告することを予定している。	○	○		・東京都・国保連等の支援体制の活用 ・事業効果向上のための検討・実施 ・勧奨対象者の医療機関受診率 ・血糖コントロール不良者の割合 ・勧奨者のうち、勧奨した者の割合
区西北部	豊島区	H27	○	○			対象者に医療機関受診状況確認アンケートを郵送。未受診者と回答した者や受診状況不明者には再勧奨ハガキの発送や電話にて受診の必要性を改めて伝えている。		○							6.5							年度当初、豊島区医師会に対して、今年度の事業説明、および前年度の結果を報告している。	○	○	○	・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・2年連続特定健診受診者のうちHbA1cが改善または現状維持した人の割合
区西北部	北区	H30	○	○			基準に該当した者に受診勧奨通知等を送付し、対象者の受診有無をレセプトデータにて確認を行う。		○	○	○					6.5	60		±、+、2+、3+			○	東京都北区医師会と区で、対象者の抽出基準や実施体制等を検討。また、通知勧奨の内容や、その他必要時に相談し、北区医師会から助言をいただいている。	○	○		・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・医療機関受診につながった人の継続した受診率・服薬状況 ・対象者の抽出や受診勧奨、保健指導の実施等、事業の各段階で評価を実施しているか ・保健指導修了者で、検査データの改善率
区東北部	荒川区	H28	○	○			・通知の内容は、健康診断未受診者、健診異常値放置者、治療中断者とそれぞれに合わせた内容で通知している。 ・医師会に所属している医療機関に意向確認を調査したうえで、協力医療機関一覧を作成しかかりつけ医を持たない対象者へ紹介を行っている。		○	○	○	○		126		6.5			±、+、2+、3+	90	140	○	事業実施にあたって、荒川区医師会の特定健診等に関する説明会において事業内容を説明し、協力を依頼している。	○	○		・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診動員										地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標						
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果) ※1							(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他		
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧							【血圧】収縮期血圧	治療中断者・未治療者※健診未受診者
区西北部	板橋区	H28	○	○			<p>対象者に受診勧奨通知、受診状況アンケートを送付。2週間後、専門職より、電話にて受診状況を確認し、今年度の特定健診受診勧奨も同時実施。未受診者には医療機関へ受診勧奨し、希望者には健康相談を行う。</p> <p>※R6から対象者に高血圧症医療機関未受診者を加えた。</p>	○	○	○	○	126		6.5					100	160	○	○	○	○	<p>・目標を設定し、医師会等関係機関(委託の場合は委託事業者も含む)と協力体制を確保しているか</p> <p>・プログラムに必要な人員を確保しているか</p> <p>・プログラム手順書を作成するなどして、関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか</p> <p>・対象者の抽出、受診勧奨、評価等各段階で評価を実施しているか</p> <p>・対象者に合わせた実施内容を準備できているか</p>
区西北部	練馬区	H25以前	○	○			<p>・受診勧奨通知を送付し、通知送付の1週間後、架電。</p> <p>・数か月後にレセプトを確認し、受診に至ったか検証。受診に至らなかった場合は翌年度に再勧奨を行う。</p> <p>【医療機関未受診者に対して】</p> <p>医療機関受診案内とともに、練馬区糖尿病連携医療機関マップを送付し、専門医への受診を促す。</p> <p>【糖尿病以外の生活習慣病で受診中の者に対して】</p> <p>かかりつけ医に、糖尿病についても相談するよう促す。</p>	○	○	○	○			6.5			-、±、+、2+、3+			○	○	○	○	<p>・目標を設定し、医師会等関係機関(委託の場合は委託事業者も含む)と協力体制を確保しているか</p> <p>・プログラムに必要な人員を確保しているか</p> <p>・プログラム手順書を作成するなどして、関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか</p> <p>・対象者の抽出、受診勧奨、評価等各段階で評価を実施しているか</p> <p>・対象者に合わせた実施内容を準備できているか</p> <p>・糖尿病性腎症患者数の増加抑制</p>	
区東北部	足立区	H25以前	○	○	○		<p>①糖尿病リスクがある者 対象者に通知で勧奨を行う。通知2か月後も未受診の40～64歳の方には保健師が電話または訪問で再勧奨を行う。</p> <p>②治療中断の可能性のある者(R5開始) 対象者に、糖尿病の合併症リスクを記載した通知を送り治療再開を促す。</p> <p>③糖尿病性腎症リスクがある者(H27開始) 区がKDBにより対象者を抽出する。委託事業者より、糖尿病性腎症重症化予防事業の案内通知(受診勧奨の内容を含む)を送付後、電話により医療機関受診の必要性について説明する。併せて、保健指導への参加も促す。</p>	○	○	○	○	130		7.0	30～			-、±、+、2+、3+			○	○	○	○	<p>・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか</p> <p>・プログラムに必要な人員を確保しているか</p> <p>・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか</p> <p>・事業の各段階で評価を実施しているか</p> <p>・対象者に合わせた実施内容を準備できているか</p> <p>・医療機関受診につながった人の継続した受診率・服薬状況</p>
区東北部	葛飾区	H28	○	○			<p>受診勧奨通知による勧奨後、医療機関の受診が確認できない者に対しては、医師会管理栄養士が電話による勧奨を行う。</p>	○	○	○	○			6.5	45			+、2+、3+			○	○	○	○	<p>・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか</p> <p>・プログラムに必要な人員を確保しているか</p> <p>・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか</p> <p>・事業の各段階で評価を実施しているか</p> <p>・対象者に合わせた実施内容を準備できているか</p>
区東部	江戸川区	H25以前	○	○	○		<p>【特定健診受診者】</p> <p>・受診しないまま高い値を放置することの危険性や将来への影響などを、対象者の年齢や家族構成(聞き取れた場合)、生活環境など様々な状況の違いに合わせての勧奨を実施している。</p> <p>・かかりつけ医を早期に見つけ、かかりつけ医による定期的な管理の必要性を伝える。</p> <p>【特定健診未受診者】</p> <p>・糖尿病の治療中断は重篤な合併症(人工透析や失明など)の危険性が高いことを伝え、医療機関受診を勧奨する。</p>	○	○	○	○			7.0						○	○	○	○	<p>・40-64歳の受診勧奨を江戸川区医師会へ委託している。</p> <p>・江戸川区医師会と月に一度打ち合わせの場を設け、意見交換や情報共有を行っている。</p> <p>・支援対象者の受診状況を医療機関より受領している。</p>	

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨										地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標										
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果) ※1							(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他						
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧							【血圧】収縮期血圧	治療中断者・未治療者※健診未受診者				
南多摩	八王子市	H25以前	○	○			①受診勧奨 ・判定値超えの方に通知を送付 ・HbA1c7.0%以上で必要と認めた方に電話を入れ、状況確認と、保健福祉センターでの相談を促している。 ②糖尿病治療中断者 ・受診勧奨通知を送付		○	○						6.5						○	毎年事業開始時に八王子市医師会に協力依頼をし、助言をいただく。対象者への通知発送時に、対象者が受けた健診医療機関にも対象者に勧奨通知を送付した旨を文書にて連絡。重症化予防指導に参加した方の面談内容をかかりつけ医療機関に報告する。	○	○	○	・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・事業の各段階において評価を実施しているか		
北多摩西部	立川市	R01	○	○			対象者に治療再開や定期的な経過観察のために健診受診を促す内容の通知を送付した後、およそ4か月後に電話による追加勧奨を行う。			○	○											○	市医師会に対し、前年度の事業実績の報告を行っている。	○	○		・一人当たり月額の入院医療費の減少(長期アクトカム指標)		
北多摩南部	武蔵野市	H30	○	○			・対象者へ前年度の健診結果数値を記載した通知を送付。 ・通知発送後、受診がない者に対し、電話で勧奨する。		○		○	126	126	6.5	60未満	+	2+	3+					○	事業実施にあたって、武蔵野健康づくり事業団の保健師、武蔵野市医師会から意見を伺っている。	○	○		・医師会との連携体制の構築 ・レセプトデータを用いた対象者の的確な抽出	
北多摩南部	三鷹市	H30	○	○			対象者には医療機関受診勧奨通知を個別送付する。また、一部対象者に電話勧奨を行う。通知の内容は、健康診断受診者や健康診断未受診者にそれぞれに合わせた内容で通知している。		○	○	○	126		6.5										市医師会に対し、前年度の事業実績の報告を行っている。	○	○		・対象者に合わせた実施内容を準備できているか	
西多摩	青梅市	H30	○			○	①慢性腎臓病(CKD)予防 再検査通知の送付と講演会の案内 特定健康診査データから対象者を抽出し、再検査通知および腎臓専門医による予防講演会の案内通知を送付し、被保険者の健康維持増進および医療機関への受診勧奨を図る。 ②生活習慣病治療中断者への受診勧奨 レセプトデータから対象者を抽出し、生活習慣病が悪化することのリスクや継続治療の重要性等を記載した通知を送付し、医療機関への受診勧奨を図る。また、通知後の受診有無をレセプトデータを用いて確認する。		○		○				6.2~6.4	50	+	2+	3+					○	関係団体の参加する会議において、保健指導の内容や取組状況について情報提供を行っている。				・対象者の受診率 ・対象者への通知率
北多摩南部	府中市	H28	○	○			・受診勧奨通知対象者 健診結果における異常値放置者及び生活習慣病の治療中断者には、受診勧奨通知を発送する。また、一部対象者に電話勧奨を行う。		○	○	○	126		6.5										事業実施にあたって、府中市医師会に事業内容を説明し、助言と同意を得た。	○	○		・医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・事業対象者の受診勧奨率 ・受診勧奨通知の通知率 ・対象者の医療機関受診率 ・健診異常値放置者数の減少 ・糖尿病治療中断者の減少	

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨										地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標									
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果) ※1							(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他					
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧							【血圧】収縮期血圧	治療中断者・未治療者※健診未受診者			
北多摩西部	昭島市	R01	○	○			特定健診の受診結果による対象者であり、生活習慣病の治療をしていない者に受診勧奨通知を送付。その後の受診状況を確認し、未受診者へ電話勧奨を行う。	○	○	○	○	126		6.5									○	○			・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか	
							(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者、重症化ハイリスク者 (抽出基準) 特定健康診査の結果において、HbA1c6.5%以上 または 空腹時血糖126mg/d l 以上の対象者かつ生活習慣病治療者でない者	○	○	○	○	126		6.5	45	2+、3+	100	160					○	○			・調布市医師会と受診勧奨対象者抽出基準について協議を行った。 ・医師会と福祉健康部の業務検討会にて、発注の報告と受診時の協力依頼、および結果報告を行っている。	
北多摩南部	調布市	H26	○	○			①・対象者へ健診判定区分別に色分けし、3年間の健診結果を掲載した受診勧奨通知文を郵送する。 ・通知後に糖尿病関連項目が基準値を超えている方や受診の優先順位が高い方へ電話で受診確認を行い、未受診者には未受診理由の確認と再度受診勧奨および保健指導を行う。 ・糖尿病治療中断者に対し、通知文書の発送及び電話指導を実施し、医療機関の継続受診を促している。 ②特定健診を受診または健診結果提供を受けて抽出基準に当てはまる人に受診勧奨文書とリーフレットを郵送する。 ※②はR1以降の取組で、個別通知のみ。	○	○	○	○	126		6.5	60	±、+、2+、3+	90	140	○					○	○			・医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか
							(対象者) ①医療機関未受診者②糖尿病治療中断者 (抽出基準) ①前年度特定健診結果にて以下の条件に1つ以上該当しており、特定健診受診後医療機関を受診していない被保険者を対象としている。 ・HbA1c 6.5%以上 ・空腹時血糖 126mg/dl以上 ・収縮期血圧 140mmHg以上 ・拡張期血圧 90mmHg以上 ・LDLコレステロール 140mg/dl以上 ・HDLコレステロール 34mg/dl以下 ・中性脂肪300mg/dl以上 ・尿蛋白または+ ・尿蛋白かつe-GFR値が60ml/分/1.73平方メートル未満 ②前々年度のレセプトに糖尿病傷病名があり、前年度特定健診を受診かつ前年度のレセプトに糖尿病傷病名がない被保険者を対象としている。	○	○	○	○	126		6.5	60	±、+、2+、3+	90	140	○					○	○			・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか
南多摩	町田市	H29	○	○			・医療機関を受診しないことで症状が重篤化することを伝え、早期の医療機関受診を促している。 ・個別通知について、抽出基準に当てはまる項目数に応じて受診勧奨のメッセージを変えている。 ・通知発送後に医療機関を受診せず、糖尿病関連項目が基準値を超えている方については、追加で電話による勧奨を実施している。 ・糖尿病治療中断者に対し、健診および医療機関の受診を促している。また、翌年度の未受診の中断者に対し、再勧奨を実施している。	○	○	○	○	126		6.5	60	±、+、2+、3+	90	140	○					○	○			・事業実施にあたって、町田市医師会に事業内容の説明を行っている。
							【医療機関未受診者】事業開始年度：H29前年度特定健診の結果に異状があるにもかかわらず医療機関を受診しない方に医療機関受診通知を送付 【糖尿病治療中断者】事業開始年度：R5糖尿病治療中断者に対し、医療機関受診勧奨通知を送付。早期の医療機関受診を促している。	○	○	○	○	126		6.5	60	±、+、2+、3+	90	140	○				○	○			関係団体の参加する会議において、事業の内容や取り組み状況について、情報共有を行っている。	
西多摩	福生市	H29	○					○	○	○	○	126		6.5								○	○			抽出基準値や項目について地区医師会会長へ説明し、助言や了承を得た。		
							当該年度の特定健康診査を受診した者から、羽村市で設定した受診勧奨値(空腹時血糖126以上、ヘモグロビンA1C6.5以上)を超えた方であり、医療機関を受診していない方に対し、通知による受診勧奨を行い、早期に医療機関への受診を促している。	○	○	○	○	126		6.5									○	○			瑞穂町医師会に事業内容の説明をし、意見を聴取している。	
							(対象者) ①医療機関未受診者②糖尿病治療中断者 (抽出基準) ①前年度特定健診結果にて以下の条件に1つ以上該当しており、特定健診受診後医療機関を受診していない被保険者を対象としている。 ・HbA1c 6.5%以上 ・空腹時血糖 126mg/dl以上 ・収縮期血圧 140mmHg以上 ・拡張期血圧 90mmHg以上 ・LDLコレステロール 140mg/dl以上 ・HDLコレステロール 34mg/dl以下 ・中性脂肪300mg/dl以上 ②R4年度中に生活習慣病での受診歴があるもの、R5年度中に生活習慣病での受診歴がない方を抽出。その中で糖尿病患者を対象とする。	○	○	○	○	126		6.5									○	○				
西多摩	羽村市	H30	○					○	○	○	○	126		6.5								○	○					
							当該年度の特定健康診査を受診した者から、羽村市で設定した受診勧奨値(空腹時血糖126以上、ヘモグロビンA1C6.5以上)を超えた方であり、医療機関を受診していない方に対し、通知による受診勧奨を行い、早期に医療機関への受診を促している。	○	○	○	○	126		6.5									○	○				
西多摩	瑞穂町	R02	○	○			対象者へは通知にて勧奨を行う。治療中断者については、通知後通院を再開していない方に電話による受診再勧奨を行う。	○	○	○	○	126		6.5				90	140	○			○	○				
							(対象者) 医療機関未受診者 (抽出基準) 以下の基準に該当する者 前年度の健診結果より収縮期血圧140.0mm Hg以上、拡張期血圧90.0mm Hg以上、中性脂肪300.0mg/dl以上、HDLコレステロール0.001mg/dl以上かつ34.0mg/dl以下、LDLコレステロール140.0mg/dl以上、HbA1c6.5%以上空腹時血糖126mg/dl以上 ・40歳以上75歳未満 ・レセプト情報で糖尿病治療歴なし ・直近6カ月の受診状況で治療中断を判断する (除外要件) 精神疾患や難病、癌患者等	○	○	○	○	126		6.5				90	140	○				○	○			

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨											地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標								
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果)※1								(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他				
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧	【血圧】収縮期血圧							治療中断者・未治療者※健診未受診者			
西多摩	あきる野市	R02	○	○			生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病)の治療中断者を対象に、受診勧奨を実施する。 対象者に通知を送付し、その後のレセプトデータから受診を確認できない者を対象として、専門職からの電話による受診勧奨を行い、医療機関への早期受診を促している。	○	○	○	○	126		6.5									○	事業実施にあたって、市医師会に事業概要について周知・説明を行っている。	○		・プログラムに必要な人員は確保しているか	
西多摩	日の出町	R06	○				対象者に受診勧奨文書を送付する。	○	○	○	○	126		6			90	140	○	—	○	○						
西多摩	檜原村	R04	○				特定健診結果に厚生労働省の定める受診勧奨判定値(血糖)に異常が認められ、かつ生活習慣病(糖尿病)に対するレセプトが発生していない対象者に医療機関受診勧奨通知書を送付する。	○	○	○	○	126		6.5									○	なし	○	○		
西多摩	奥多摩町						—																—					
南多摩	日野市	H27	○				・健診結果等から算出される、対象者個人の糖尿病発症リスク、心血管発症リスク、健診各検査項目のレーダーチャートを記載した受診勧奨通知を送付している。受診勧奨後に受診が確認できない重症度の高い者に文書による再勧奨を行い、その中でもより重症度の高い者に電話による受診勧奨及び保健指導等案内を行う。	○	○	○	○												○	事業実施にあたって、日野市医師会及び理事会に事業内容の説明をした。	○	○	・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか	
南多摩	多摩市	H30	○				【健診異常値受診勧奨事業】 対象者へ、特定健診の受診結果をもとに、受診から約3か月後に通知にて受診勧奨を行う。 【治療中断者受診勧奨事業】 治療中断者を対象に、医療機関受診勧奨通知を送付	○	○	○	○	126	200	6.5	30								○	【健診異常値受診勧奨事業】 ・事業実施にあたり、多摩市医師会へ相談・情報提供を行い、助言及び同意を得た。	○	○		
南多摩	稲城市	R06	○				レセプトデータから生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病)の治療中断者を抽出し、通知を送付し、医療機関への早期受診を促す。			○	○												○	関係機関との連携は行っていない。	○	○		
北多摩西部	国立市	H28	○	○			前年度の特定健診結果で基準値超の被保険者のうち、医療機関を受診していない被保険者を抽出し、医療機関への受診勧奨文書を送付。 また、重症化ハイリスク者には、保健指導への参加勧奨も行い、参加希望者には保健師による保健指導(6か月)を行い、参加前後の検査値や行動変容の変化を検証する。 なお、保健指導を希望しない重症化ハイリスク者で、不参加理由のアンケートの回答内容が「かかりつけ医に指導を受けている」以外の人には、状況に応じて電話勧奨する。	○	○	○	○	126		6.5	60	±、+、2+、3+	90	140						○	事業実施にあたり、国立市医師会に事業内容を説明し、意見聴取。	○	○	・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・医療機関受診につながった人の継続した受診率・服薬状況

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	受診動奨											地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標												
		事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	対象者				抽出基準							受診動奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診動奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他				
			個別通知	電話	面談訪問	その他		特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	(健診結果) ※1			(レセプト)											
北多摩南部	狛江市	H29	○				特定健診データとレセプトデータを含ませて健診異常値放置者を特定し、年1回通知を送付する。通知送付後の医療機関受診状況についてはレセプトデータを分析して追跡調査し、事業の評価を行う。	○	○	○	○	126		6.5						○	受診動奨判定値について、市医師会の公衆衛生担当理事の助言を受けて設定している。	○	○			
北多摩南部	小金井市	H28	○	○			①健診結果に異常値があるにもかかわらず医療機関への受診をしていない者 ②生活習慣病発症後に自己判断により治療中断した者 ①及び②の者に対し、それぞれ年1回、個別通知を送付。糖尿病重症化予防事業の参加案内をした対象者へは、電話による参加動奨も実施。	○	○	○	○	126		6.5	60	+、2+、3+				○	一部の受診動奨判定値について、市医師会の公衆衛生担当理事の助言を受けて設定	○	○			
北多摩西部	国分寺市	R01	○				前年度の特定健康診査の結果及びレセプト情報から抽出基準に該当する者を抽出し、プログラム参加動奨通知を送付する。当該通知には本人の健診結果を掲載しており、プログラム参加の必要性を訴える内容としている。		○		○	126	126	6.5		±、+、2+、3+					事業概要について医師会へ説明し、また事業設計についても医師会に所属する専門医と相談の上構築。本事業に関し、協力をいただいている。	○	○			
北多摩西部	武蔵村山市	H29	○	○			① 特定健康診査結果が受診動奨値の者に受診動奨通知を送付する。送付後、電話による保健指導(受診動奨)を実施。レセプトにて受診の有無を確認する。 ② レセプトより、糖尿病の治療を中断していると思われる者に受診動奨通知を送付する。送付後受診が確認できない者を再受診動奨対象者とし、電話による保健指導(受診動奨)を実施する。		○	○	○	○	126		6.5					○	(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者 (抽出基準) ① 令和6年6月から11月の特定健診において、以下の基準値に該当し質問票が服薬中でない者で、通知前にレセプトより未受診を確認した者 空腹時血糖(126mg/dl以上)、HbA1c(6.5%以上) ② 令和5年3月から令和6年2月までのレセプトの受診歴から推定した次回予測受診期間を経過しても未受診の者を治療中断者として対象とする。	○	○		・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか	
北多摩西部	東大和市	H25以前	○	○			・治療中断者には、継続を促すハガキを送付する。 ・治療中断者で動奨通知発送後に受診が確認できない者に対して、電話動奨を行う。 ・異常値放置者には、健診の結果が記されている通知を送付し、受診を促す。	○	○	○	○	126		6.5						○	(対象者) 医療機関未受診者、医療機関受診中断者 (抽出基準) 以下の基準すべてに該当する者 ・HbA1c6.5%以上もしくは空腹時血糖 126mg/dl以上 ・レセプトの疾患名が糖尿病 ・糖尿病関連の服薬あり ※医療機関未受診者及び医療機関受診中断者についても、上記選定基準を照らし合わせてアプローチを行っている。	○	○		事業の実施にあたって、東大和市医師会に、事業内容の説明をし、助言をいただいた。	
北多摩北部	東村山市	H27	○	○			○生活習慣病 医療機関未受診者(異常値放置者) <個別通知による受診動奨> 検査結果数値の生活習慣病リスクを示したグラフ等を記載した受診動奨通知を送付する。 <電話による受診動奨> 通知後、ハイリスク者に電話動奨を行う。 ○糖尿病治療中断者<受診動奨通知> ・受診動奨通知を送付 ・通知後レセプトによる追跡調査実施		○	○	○	○	126		6.5			90	140	○	(対象者) ・特定健診結果、異常値でありながら受診が確認されない者 ・糖尿病治療中断者(抽出基準) ・医療機関未受診者 特定健診結果データに基づき、糖尿病、高血圧、脂質異常の受診動奨判定値以上で、かつ、リスク区分により「発症リスクが高い」または「糖尿病既発症」の者 ・医療機関受診中断者 レセプト上で糖尿病の治療歴があるもの一定期間継続して、受診が確認できない者	○	○		医師会定例会において、事業について情報共有している。 ・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・ハイリスク者への電話動奨の実施率	
北多摩北部	清瀬市	H26	○	○			毎月を受診者から対象者を選定し、健診結果・糖尿病性腎症の病態・治療の必要性・生活上(食事・運動)の留意事項等を記載した通知を送付する。その後、電話等により受診動奨や状況確認を行う。 6か月後にレセプト情報から受診状況を確認する。	○	○		○	126		6.5		+、2+、3+				○	(対象者) 医療機関未受診者 (抽出基準) 以下の基準すべてに該当する者 ・40歳以上75歳未満 ・健診結果より2型糖尿病(HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上) ・尿蛋白(+)以上 ・レセプト情報で糖尿病受療歴なし	○	○		清瀬市医師会に事業内容の説明をし、意見を聴取している。	・医療機関を受診しない者への電話で聞き取った生活状況、受診状況

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨										地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標					
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果) ※1							(レセプト)	受診勧奨対象者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他	
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧							【血圧】収縮期血圧
北多摩北部	東久留米市	H30	○	○			<p>特定健診データとレセプトデータを活用し、対象者を抽出し、受診継続、受診勧奨を合わせて年1回通知している。</p> <p>通知では、eGFRが60ml以下、HbA1cが6.2%以上であることを伝え医療機関受診を勧めるほか、糖尿病の解説及び合併症を解説し、受診勧奨している。</p> <p>通知実施後の医療機関受診状況をレセプトデータを基に追跡し、未受診状態が見受けられる方へ電話による再勧奨を行う。</p>	○	○					6.2	45~60					○	<p>市医師会と事業の進め方や、受診勧奨対象者の選定基準について協議し、事業への連携体制を構築した。</p> <p>また、北多摩北部保健医療圏糖尿病ネットワーク検討会に参加し、市の取り組みの現状と今後の方向性について報告し、助言を頂くなど、周辺自治体や3師会のご理解とご協力を得ながら事業の取り組みを進めている。</p>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員は確保しているか ・受診勧奨後、医療機関への受診が確認出来なかった者への電話実施率
北多摩北部	西東京市	H26	○	○			<p>健診データとレセプトデータから対象者を抽出し、医療機関への受診を促している。通知の裏面に糖尿病、高血圧症、脂質異常症に係る検査値を記載し、判定区分(厚労省の受診勧奨判定値)を通知している。</p>	○	○	○			5.6						130	○	○	○		
							<p>【特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)】 (対象者) 健診異常値放置者 ※除外: 精神疾患、難病、癌患者等 (抽出基準) 生活習慣病未治療者※のうち、 (1) 未治療生活習慣病が3つあるもの (2) 未治療生活習慣病が2つあり、以下の条件を満たすもの ア 収縮期血圧が130以上 イ HbA1cが5.6以上 ※生活習慣病未治療者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。 i 糖尿病: 血糖の特定健診結果が受診勧奨判定値以上で、健診後3か月以内に糖尿病のレセプトがない ii 高血圧症: 血圧の特定健診結果が受診勧奨判定値以上で、健診後3か月以内に高血圧症のレセプトがない iii 脂質異常症: 脂質の特定健診結果が受診勧奨判定値以上で、健診後3か月以内に脂質異常症のレセプトがない</p> <p>【特定健診未受診かつ治療中断者、特定健診受診かつ治療中断者】 (対象者) 生活習慣病治療中断者 (抽出基準) 健診結果に関わらず、レセプトから生活習慣病の治療または検査をしていて、継続的に病院へ通う必要があると判断した者(生活習慣病とは、糖尿病(i型除く)、高血圧症、脂質異常症) ※除外: 精神疾患、難病、癌患者等</p>																	
北多摩北部	小平市	H30	○	○			<p>・治療中断者 受診勧奨の1回目は、治療の再開のお願いと、治療をしないとうなるかを伝える通知の送付と、電話勧奨を行う。 受診勧奨の2回目は、引き続き未受診である方に対して、治療の再開のお願いと合併症の危険について伝える通知の送付と、電話勧奨を行う。 ・医療機関未受診者(令和5年度より) 特定健診の健診値が基準に該当する者で医療機関の受診が確認できないものに対して通知を行う。送付後、一定の期間受診ができないものに対して2回目の通知および電話勧奨を行う。</p>		○	○	○		126	6.5						○	<p>糖尿病ネットワーク委員会に出席し、糖尿病性腎症重症化予防事業のプログラムの説明と、未受診者に対する受診勧奨方法の説明を行い、意見をいただいた。</p>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか
島しょ	大島町	R01	○	○			<p>2月~3月中に実施。 ・KDBにて対象者を抽出し、対象者へ文書により通知。 ・町保健師等から電話にて受診勧奨を行う。 ・島内の医療機関に対象者の情報提供等を行う。</p>	○	○	○	○			6.5						○	<p>事業実施にあたり、島内の医療機関に事業内容・対象者リスト等を提供及び医師の助言を依頼。</p>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか ・対象者の抽出、受診勧奨、評価等各段階で評価しているか
島しょ	利島村	R05	○	○			<p>健診結果をもとに該当者を抽出し、電話又は面談にて受診勧奨を行う。</p>		○				6.5							<p>診療所医師との健診結果の情報共有</p>	○			
島しょ	新島村	R01	○				<p>・対象者全員に電話にて健診結果の内容を通知し、受診勧奨を行う。 ・質問表にて医療機関受診と回答があった者には、現在の受診・服薬状況を確認し、中断していた場合は治療再開を促す。</p>						7.0	50						<p>村国保診療所医師と相談して事業内容、基準を設定した</p>	○	○		

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				具体的な取組	受診勧奨											地区医師会等関係機関への情報提供等	事業の評価指標								
			個別通知	電話	面談訪問	その他		対象者				抽出基準 (健診結果) ※1								(レセプト)	受診勧奨者数	医療機関受診に繋がった人数	受診勧奨対象者の検査値(HbA1c等)	その他				
								特定健診未受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診受診かつ医療機関未受診者(治療歴なし)	特定健診未受診かつ治療中断者	特定健診受診かつ治療中断者	【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎機能】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧	【血圧】収縮期血圧							治療中断者・未治療者※健診未受診者			
島しょ	神津島村	R01		○			健診結果より、血糖値及びHbA1cの項目において「要受診判定」となった対象者に対して、電話にて受診勧奨。	○	○					6.5										診療所と健診結果のデータを提供及び共有している				(ストラクチャー評価) がかりつけ医との連携、専門職の実施体制の確保(プロセス評価) 対象者の抽出等の各段階での評価 (アウトプット評価) 対象者への受診勧奨実施率 (アウトカム指標) 対象者の勧奨後の医療機関受診率
島しょ	三宅村	R01	○	○			当年度の特定健診結果において対象者を抽出、受診勧奨の通知と高血糖であることを知らせるパンフレットを同封し送付。 2週間後、保健師・栄養士が電話で受診を確認。未受診の場合はさらに1週間後に電話で確認。※受診するまで最大4回勧奨	○	○	○	○	126	200	6.5								○	事業実施にあたり、医療機関・保健所等に事業内容の説明と協力をお願いをした。村内唯一の診療所には対象者のリストを提供。受診時にはプログラムへの参加の声掛けを依頼。	○	○			
島しょ	御蔵島村	R01			○		健診結果を受けて該当者に対し保健師により受診勧奨を実施。	○	○					6.5										診療所医師との健診結果の共有				・目標を設定し、医師会等関係機関と協力体制を確保しているか
島しょ	八丈町	R01		○			特定健診受診者で受診勧奨数値等があった該当者に、町保健師により受診勧奨を実施する。	○	○															関係機関との連携を行っていない。	○	○		
島しょ	小笠原村	R01	○	○			健診結果及びレセプトの請求情報(疾患名)から被保険者の状況を把握し、糖尿病未治療者を抽出し、抽出した全員に文書により受診勧奨を行う。 受診勧奨実施後、レセプトにより受診の有無を確認し、受診が無い者には電話により再勧奨を行う。 なお、令和2年度は対象者無し。	○	○					6.5										島内医療機関の医師に事業内容を説明し、協力を依頼予定	○	○		

※1：抽出 ※1：抽出基準の健診結果欄に記載の数値は、基準の範囲を示すものであり、詳細は下段記載内容を参照のこと。

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保健者名	事業開始年度	取組方法の種類				対象者 重症化ハ イススク その他	具体的取組	保健康指導														携わっている専門職					事業の評価指標												
			個別通知	電話	面談 訪問	その他			(健康結果) ※1							(病期)			(除外要件)				医師	保健師	看護師	管理栄養士 薬剤師	その他	保健康指導実施率	対象者の行動変容割合	対象者の検査値(HbA1c)の改善	人工透析導入患者数	医療費	その他							
									【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR	【腎臓】尿蛋白	【血圧】拡張期血圧	【血圧】収縮期血圧	腎症2期	腎症3期	腎症4期	1型糖尿病	がん	認知機能	糖尿病病状予防指導要領などの算定対象																		
区東北部	鶴ヶ丘区	H28	○	○	○		【糖尿病重症化予防】 医師の指示に基づき原則、3か月に1回、対面による保健指導を実施。初回面談は1時間程度の時間をかけ、本人の状況把握を行い、指導方針を定める。期間は最長1年間。	○	○						7.0																									・目標を設定し、医師等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラムに必要な人員を確保しているか ・保健指導の実施者は専門の職員を置くなどして、実施体制を確保しているか ・関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・事業の各段階で評価を実施しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・事業に対する満足度や参加者の意識変化
区東部	江戸川区	H25以前	○	○	○		支援開始時にかかりつけ医に記載いただく指示書の指示・目標値などをとどく。個々に合った分量や摂取カロリー制限などの食事指導や、無理のない範囲で実践できる運動指導などの、生活習慣改善プランを専門職員が作成。合併症予防や早期発見のため歯科・眼科受診勧奨も実施。希望があれば、糖尿病に適切なレシピなども提供している。	○									8.0							○	○													・「江戸川区医師会と糖尿病専門医を交えた会談体として糖尿病対策連絡会議を設置し、事業の進捗状況等の報告や、意見交換を行っている。 ・事業開始前に対象者の主治医より指導書を取得している。また、支援中に2回、主治医への報告書を作成し、対象者の状況や支援の進捗状況を報告している。 ・令和6年度より、事業対象者各海を対象医療機関へ送付し、医療機関からの事業参加動向も協力頂いている。 ・原中アルブミン定量検査の結果説明時、健診実施日より保健指導の利用を勧奨。 ・指導開始時に主治医から保健指導連絡書(表)をいただき、それに基づき指導し、保健指導報告書を提出。 ・糖尿病連携手帳等を使って、対象者を通じて保健指導の内容を主治医等に情報提供している。		
南多摩	八王子市	H29	○	○			重症化予防指導（じんまも面談） ・R5健診結果で糖尿病性腎症のリスクの高い方に対し、原中アルブミン検査(定量)をR6健診と同日に受けられる受診券を交付。 ・対象者に市からアルブミン尿検査を期間内（6～9月）に受けらう。電話にて勧奨を行う。 ・R6健診結果で微量アルブミン尿レベルの方には、健診結果説明時に医師より市が実施するじんまも面談を案内する。 ・じんまも面談の予約のない方へ、電話にて再勧奨を行う。 ・面談結果を主治医に報告する。	○	○						7.0	30～60	+						○	○	○														・目標を設定し、医師等関係機関と協力体制を確保しているか ・プログラム手順等を作成するなどして、関係機関の間で意見を交換し情報共有しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・参加者の事業に対する満足度、意識変化	
北多摩西部	立川市	H26	○	○			重点事項（目標）、血糖管理、食事、運動、セルフモニタリングの項目について、保健師と面談（対面またはタブレット端末等によるリモート）及び電話にて6か月間の生活指導を実施する。 また、令和2年度より対象者のかかりつけ薬局において薬剤師による生活指導を開始している。	○							126	6.5	15～60	+2+, +3						○	○													・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・事業に対する満足度や参加者の意識変化		
北多摩南部	武蔵野市	R01	○	○			利用者ごとに保健指導支援計画を作成し、個別に面談の上、各自に応じた目標を設定し、生活習慣の改善に向けた支援を行う。	○							~60	±、+2 +、+3							○	○													・医師会との連携体制の構築 ・健診結果及びレセプトデータを用いた対象者の的確な抽出 ・保健指導参加者数 ・保健指導参加者の検査数値（eGFR）の改善率			
北多摩南部	三鷹市	H30	○	○			生活習慣、医療の受診歴、服薬歴等を聞き取ったうえで、改善案を具体的にアドバイスする。	○	○						126	6.5									○												・プログラムに必要な人員を確保しているか ・保健指導の実施者は専門の職員を置くなどして、実施体制を確保しているか ・対象者に合わせた実施内容を準備できているか ・事業に対する満足度や参加者の意識変化			
西多摩	青梅市	H30	○	○	○		①重症化予防指導 通知の送付および電話による参加勧奨。専門職による6ヶ月の面談指導（2回）と電話指導（6回）を実施 ②フォローアップ事業 対象者へ通知の送付、送付2週間後に専門職（保健師、看護師）から電話をかけ、現在の健康管理状態を確認し、生活習慣の改善を促す指導を実施	○							126	200	6.5	30～60	+、+2 +、+3	90	140	○	○		○	○	○	○										・関係団体の参加する会議において、保健指導の内容や取組状況について情報提供を行っている。また、市医師会および西多摩医師会へは、かかりつけ医への指示書の記載について協力を依頼し、保健指導を実施後、書面にてかかりつけ医へ報告書提出している。		

令和6年度都内区市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

圏域	保険者名	事業開始年度	取組方法の種類				対象者	抽出基準	保健指導				携わっている専門職	事業の詳細指標																			
			個別通知	電話	面談訪問	その他			【血糖】空腹時血糖	【血糖】随時血糖	【血糖】HbA1c	【腎機能】eGFR		【血圧】収縮期血圧		【血圧】拡張期血圧		糖尿病病前予防指導資料等の算定対象	医師	保健師	看護師	管理栄養士 栄養士	その他	保健指導実施率	対象者の行動変容割合	対象者の検査値(HbA1c等の)改善	人工透析導入患者数	医療費	その他				
														【腎機能】尿蛋白	【血圧】1	【血圧】2	【血圧】3													【血圧】4	1型糖尿病	がん	認知機能
北多摩北部	清瀬市	R03	○	○	○													○		○			○		○		○				事業実施にあたって、医師会に事業内容の説明を行う。また、対象者候補者に対して、主治医に事前に承諾を得る。指導承諾が得られ、かつ、対象者の希望があった場合は、主治医に指導確認書を作成してもらい、確認書に基づき指導を実施する。指導内容については、主治医に報告書提出し、情報の共有を図る。		
北多摩北部	東久留米市	R01	○	○	○																											かかつけ医の同意及び栄養制限・運動制限等の情報提供を受けたのち、保健師、看護師、管理栄養士など専門職による約6か月の改善指導を行う。面談指導、電話指導、個別通知（ニュースター等）により行い、初回面談時に個人にあったプログラムを作成する。指導完了後には、かかつけ医へ報告書提出する。	
北多摩北部	西東京市	H26	○			タブレット																										健康データとレセプトデータから対象者を抽出し、西東京市医師会に事業内容を説明後、主治医と対象者を決定。その後、対象者に案内を通知し、参加希望者にプログラムを実施する。【プログラム内容】服薬管理、食事療法、運動指導等について、訪問及び電話等により6か月にかけて個別に保健指導を行う。	
北多摩北部	小平市	H27			○																											令和5年度より対象者のかかりつけ薬局において薬剤師による保健指導に変更した。6か月間の面談指導を行う。指導内容は、食事指導・運動指導・服薬管理等とし、指導完了後も自立して正しい生活習慣を持続できるように日常に根づいたものとしている。	
島しょ	大島町	R03	○	○																												・対象者に電話にて参加勧奨を行う ・希望者には面談を行い、食生活や運動習慣などの見直し、行動変容の目標を設定、支援を行う	
島しょ	利島村	R05	○	○																													保健結果を元に該当者を抽出し、電話または面談にて保健指導を行う。
島しょ	新島村	R01																															――
島しょ	神津島村	R01																															――
島しょ	三宅村	R01	○	○																													保健師と管理栄養士が6か月間支援をおこなう。保健師または管理栄養士が1ヶ月に1回訪問することを基本とする。指導内容は、運動・食事・服薬管理とし、本人と行動目標を決め、支援している。
島しょ	御蔵島村	R01			○																												健康結果を受けて該当者に対し保健師による個別指導を実施。

令和6年度 東京都後期高齢者医療広域連合及び構成市区町村における糖尿病性腎症重症化予防の取組状況（後期高齢者医療制度分）

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む											受診勧奨							事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等								
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準						具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準				介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した 人数・割合	健診を受診した 人数・割合	その他	医師	保健師	看護師		管理栄養士	歯科衛生士	その他					
				訪問	面談	電話	個別通知	その他	健診受診かつ未治療	治療中	治療中断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖	除外要件		個別通知	電話	その他	健診受診かつ未治療	治療中	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖													除外要件				
東京都後期高齢者医療広域連合	R2	糖尿病のコントロール不良者への対策	—											—						○		7.0	126	—															東京都三師会に通知文や対象者の選定基準についての助言、地区三師会への事業の情報提供を依頼している。また、適宜事業に関する情報共有を図っている。
中央区	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・対象者1人につき、1回の訪問プログラムを実施する。 ・3か月後、医療機関受診状況の確認を行う。	◎	○	○			○			8.0		—						—				○	○	○	○				○	○	○	医師会、歯科医師会に対象者の選定基準について情報提供を行っている。					
文京区	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・対象者のうち糖尿病治療中の者から保健指導希望者を募集し、保健指導希望者に対して個々の支援計画を提供するほか、保健師、管理栄養士、看護師等による保健指導（来訪又は訪問）を行い、生活習慣全般に係るマネジメントを行う。 ・糖尿病未治療者に対しては、書面及び電話による医療機関への受診勧奨を行い、医療機関への受診が明らかになった者及び医療機関に通院を開始した者に対して、保健指導の利用勧奨を行う。 ・利用申込者1人につき、6か月間に3回の面談指導（来訪又は訪問）及び4回の電話指導を実施することを基本とする。 ・初回面談では、かかりつけ医が記入した生活指導確認書に沿った個別目標を設定する。 ・保健指導実施による容態等に関する報告書を実施期間中3回以上作成し、かかりつけ医へ報告を行う。保健指導終了後、保健指導前後の検査値の改善状況を確認し、評価書を作成する。	○	◎	○	○		○	○		8.0	126	—						—				○	○	○				○	○	文京区医師会・小石川医師会に対し、事業内容についての情報提供、管内医療関係者への事業周知依頼を行っている。また、事業実施に当たり必要に応じ助言を依頼し、及び実施状況の報告を行っている。							
台東区	R5	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・総合健康診査の結果HbA1cの値が8.0%以上だった者を対象に医療機関への受診と保健指導の利用を促す通知を送付する。 ・保健師や看護師等の専門職による面接を約6か月間、計4回実施。 ・初回面接にて個別目標を設定し、食事指導や運動指導（フレイル予防にも着目）を実施する。 ・利用者の希望に基づき、関係機関への保健指導の情報提供を実施。	◎	○	○			○	○	○	8.0		—						—				○	○										高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る協議会を設置し、台東区三師会や介護事業者等に助言を依頼している。また、適宜事業に関する情報共有を図っている。				

保険者名 または市区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む														受診勧奨								事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準				除外要件	具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準				介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した 人数・割合	健診を受診した 人数・割合	その他	医師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	その他			
				訪問	面談	電話	個別通知	その他	対象者			健診結果			個別通知	電話	その他	対象者		健診結果															
									健診受診かつ 未治療	治療中	治療中 断	【血糖】 HbA1c						【血糖】 空腹時 血糖	健診受診かつ 未治療	治療中 断	【血糖】 HbA1c												【血糖】 空腹時 血糖		
杉並区	R3	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・7圏域全体から対象者を抽出し、200名に手紙にて参加勧奨を行う。7圏域あわせて希望者10名へ、糖尿病性腎症重症化予防の個別プログラムを実施する。プログラムは6か月間、各圏域で会場を設け立ち寄り型の面談2回で担当看護師が継続的に支援する。 ・かかりつけ医が作成した「生活指導確認書」、健康診断結果、可能であれば直近の血液検査データを提出して頂き個人目標を設定、食事・運動・服薬指導、ストレスマネジメント等を実施。また、未治療者へは受診勧奨を実施する。	◎	○	○				○	○			6.5		がん、精神疾患、認知症、難病、人工透析、要介護認定者	—							○	○	○	○								年に1回医師会との情報交換会を開催し、情報共有を行っている。
		糖尿病の治療中断者への対策	—												7.0	・7圏域全体から対象者を50名抽出する。 ・受診勧奨通知による勧奨(郵送) ・通知送付後に電話による受診勧奨及び治療に結び付けるための保健指導を行う	○	○																	
豊島区	R3	糖尿病のコントロール不良者への対策	健診受診者のうち選定条件に基づき対象者を抽出し、専門職による通いの場での立ち寄り型の個別相談会の案内、糖尿病重症化予防に関するリーフレットを送付。電話申込のあった希望者に個別相談を実施し、1か月後、3か月後に電話でフォローアップを実施する。	◎	○	○				○				6.5~6.9	76~85歳、令和5年度後期高齢者健診結果に基づき、HbA1c6.5~6.9%かつ糖尿病薬未服薬者	介護(要支援・要介護)・がん・認知症・統合失調症のある者	—						○	○									・HbA1c値 ≥6.5%の者の割合の変化 ・運動、食事の意識・行動変化について	豊島区医師会より対象者の選定等助言を得ている。事業実施前後の全体評価を報告する。	
北区	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	対象者に、通知送付と電話による保健指導プログラムの利用を勧奨を実施。その後、診療につながった対象者に保健指導を実施。対象者1人につき、6か月間で初回1~2か月目で医療や生活・身体状況を把握。課題に合わせた個別支援計画を立案し、本人の行動ステージに合わせたセルフマネジメント教育を立ち寄り型で行う。3~6か月目は電話で実施状況把握と追加教育。3~4か月目と6か月目に目標達成状況や検査データ、体重などで評価する。	◎	○	○								6.5	1型糖尿病、人工透析、腎移植、認知症	・対象者へ通知送付と電話による受診勧奨を実施。 ・翌年度に対象者の受診状況を確認する。	○	○					○	○	○								国保および後期高齢者の糖尿病性腎症重症化予防事業の医師会検討会にて、国保の同事業と同時に報告。対象者の抽出条件や実施方法、結果等、事業運営の上で必要な内容について、医師会検討会の担当医師に情報提供および相談し、その都度助言を受けている。		
		糖尿病の治療中断者への対策	対象者に、通知送付と電話による保健指導プログラムの利用を勧奨を実施。その後、診療につながった対象者に保健指導を実施。対象者1人につき、6か月間で初回1~2か月目で医療や生活・身体状況を把握。課題に合わせた個別支援計画を立案し、本人の行動ステージに合わせたセルフマネジメント教育を立ち寄り型で行う。3~6か月目は電話で実施状況把握と追加教育。3~4か月目と6か月目に目標達成状況や検査データ、体重などで評価する。	◎	○	○									1型糖尿病、人工透析、腎移植、認知症	・対象者へ通知送付と電話による受診勧奨を実施。 ・翌年度に対象者の受診状況を確認する。	○	○					○	○	○										

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む											受診勧奨						事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等								
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準						具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準						介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した 人数・割合	健診を受診した 人数・割合	その他		医師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	その他		
				訪問	面談	電話	個別 通知	その他	対象者			健診結果				除外要件	個別 通知	電話	その他	対象者		健診結果															除外要件	
									健診受診かつ 未治療	治療中	治療中 断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖	【血糖】 空腹時 血糖						【血糖】 空腹時 血糖	【血糖】 空腹時 血糖	【血糖】 空腹時 血糖	【血糖】 空腹時 血糖	除外要件														
八王子市	R3	糖尿病のコントロール不良者への対策	・健診結果で糖尿病リスクのある対象者を抽出 ・対象者へ保健指導の個別通知を送付する。 ・利用申込のあった対象者1人につき、訪問、面談及び電話等を用いて6か月に複数回の保健指導を実施する。	○	◎	○	○			○		8.0						—	—	—	○	○	○														・事業実施前に医師会に事業内容について説明し、助言を得た。 ・保健指導対象者へ個別通知をする際に、対象者の健診医療機関にも情報提供。	
立川市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	・対象者へ保健指導の勧奨個別通知を送付。さらに電話勧奨を行い、保健指導に繋がらなかった者には必要に応じて電話相談を行う。 ・申し込み希望者が看護師プラン、薬局プランを選択し事業に参加。 ・対象者1人につき、概ね1~2か月に1回、立ち寄り型の面談若しくは電話による保健指導を実施する（初回と最終回はどちらのプランも面談）。 ・初回面談では、医師が作成した生活指導確認書に従い、医療受診状況、生活状況、身体状況等、本人や家族の意思を確認しながら課題に応じた個別目標を立案する。 ・最終面談時に目標達成状況や生活習慣の状況、血液検査データ等を評価する。 ・医療の受診勧奨や気になる対象者については委託事業者から報告を受け、連携して対応する。		◎	○	○			○		8.0						—	—	—	○	○													協議会等を通じて三師会に企画の段階から健康課題の共有、事業計画等の相談を行うとともに、実施状況等について報告を行う。また、地区医師会を通じて、かかりつけ医に指導対象者の推薦等を依頼している。地域包括支援センターに事業内容と開催について情報提供を行う。			
青梅市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	・対象者1人につき、6か月間で面談2回(直接・ICT活用)、電話6回による栄養指導・生活習慣改善指導を実施する。 ・初回訪問では、医療受診状況、生活状況、身体状況等を確認し、本人の課題に応じた個別目標を立案する。 ・指導開始後、目標達成状況や体重・血圧データは毎月、血液検査データは受診月に評価、指導の翌月から毎月指導報告書をかかりつけ医へ連携する。必要に応じて、医療の受診勧奨や地域包括支援センターを案内する。		◎	○				○	○	○	6.5	126				—	—	—	○	○													青梅市医師会へ事業に関する情報提供および、対象者に対し糖尿病性腎症重症化予防事業への参加勧奨を依頼している。			
府中市	R5	糖尿病とフレイルの併存者への対策	対象者へ事業案内通知を送付する。保健指導実施期間は参加者一人に対し、4か月程度とする。(面談2回、電話2回、手紙等を基本) 初回面談時に詳細のヒアリングを実施し、参加者個人の状況に適したプランニングを作成する。参加者にアンケートをとるなどして目標の達成度や生活習慣の変化を確認し、必要な情報の提供や必要時目標の修正を行う。	◎	○	○			○	○	○	7.0						—	—	—	○	○													府中市医師会に対象者の選定基準や事業内容の助言についての依頼や、事業開始時には医師会を通じて各医療機関に事務連絡を送付するなど適宜事業に関する共有を図っている。その他、かかりつけ医には対象者への参加勧奨や、指導に必要な生活指導確認書(意見書)(以下、「意見書」という。)の作成依頼、医師会を通じた意見書の文書料支払い、月1回の実施報告書の送付など事業に関する情報共有を図っている。			
		糖尿病のコントロール不良者への対策	—																			○	○													府中市医師会に対象者の選定基準や事業内容についての助言を依頼している。また、事業開始時には医師会を通じて各医療機関に事務連絡を送付するなど事業に関する情報共有を図っている。		

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む										受診勧奨							事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等																						
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準					具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準				介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した 人数・割合	健診を受診した 人数・割合	その他	医師	保健師	看護師		管理栄養士	歯科衛生士	その他																			
				訪問	面談	電話	個別通知	その他	対象者			健診結果			除外要件	個別通知	電話	その他	健診受診かつ 未治療	治療中 断	【血糖】 HbA1c													【血糖】 空腹時 血糖	除外要件	割合	検査値 (HbA1c等) の変化	人数・割合	人数・割合	人数・割合	医師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	その他						
									健診受診かつ 未治療	治療中 断	治療中 断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖																																							
昭島市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】	◎	◎	○					○					7.0	130							○	○																						昭島市医師会と適宜事業に関する情報共有を図っている					
町田市	R2	糖尿病のコントロール不良者への対策	・対象者へ保健指導の個別通知を送付する。 ・対象者1人につき、3か月に3回の訪問・面談・電話・ICTによる保健指導を実施する。 ・かかりつけ医師から参加指示書をもとに、医療受診状況、生活状況、身体状況等を確認し、本人の課題に応じた個別目標を立案する。 ・3か月後に目標達成状況や生活習慣の状況、血液検査データ等を評価する。 ・指導にあたっては、「後期高齢者の質問票」を活用するなど、参加者のフレイル予防にも着目して実施する。	◎	◎	○		○								8.0	126																														・1型糖尿病 ・透析治療中の者 ・腎臓移植をうけた者 ・がんで治療中、重度の合併症を有する者（疑い病名含む） ・終末期及び認知機能障害（アルツハイマー含む）のある者 ・不安神経症、うつ病、神経症、心身症、不眠症、ニコチン中毒症以外の精神疾患を有する者 ・プログラムの実施に問題があるとかかりつけ医が判断した者	・生活習慣改善への行動変容 ・事業に対する満足度や参加者の意識変化 ・参加者の人工透析移行者数	・事業実施にあたって、町田市医師会に説明を行い、意見を事業に反映している。 ・毎月1回かかりつけ医に指導報告書を送付し、送付した指導報告書の内容について確認点等があれば助言を得る。			
小平市	R5	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】	◎	○	○						○				7.0																																		がん、難病、精神疾患、認知症、要介護2以上、入院および介護施設入所中	生活習慣の改善の必要性の理解、改善状況	地区医師会には、重症化予防について、健診における要医療勧奨者の受診率や未受診率について状況を伝え、医療機関に繋がるときの協力について了解を得た。
小平市	R5	糖尿病の治療中断者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】	◎	○	○					○																																						がん、難病、精神疾患、認知症、要介護2以上、入院および介護施設入所中	生活習慣の改善の必要性の理解、改善状況		

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む											受診勧奨					事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等								
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準						具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準					介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した人数・割合	健診を受診した人数・割合	その他		医師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	その他		
				訪問	面談	電話	個別通知	その他	対象者			健診結果				除外要件	個別通知	電話	その他	対象者		健診結果														除外要件	
									健診受診かつ未治療	治療中	治療中断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖	除外要件						健診受診かつ未治療	治療中断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖														除外要件
国立市	R5	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 受診勧奨を含めて実施している。 ・R5年度後期高齢者医療健診を受診した方について、一体的実施・KDB活用支援ツールにより右記抽出条件で75～84歳の対象者を抽出。 ・抽出されたすべての方に対して個別通知を送付。通知において、糖尿病のコントロール不良から腎不全にいたるリスクや予防方法をパンフレットで周知するとともに、保健指導への来所案内と受診勧奨を行う。 ・保健指導来所者には、個別に栄養相談を実施するとともに受診勧奨を行う。 ・個別相談から2～3か月後を目安に、電話で受診状況を確認する。	◎	○	○	○	○	○	○		○																									地区医師会に事業のなごれを説明し、受診勧奨することについての協力依頼を行う
東久留米市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	重症化ハイリスク者に対して受診勧奨を通知する。市内にかけつけ医がいる85歳未満の対象者に対しては、保健指導の勧奨通知を送付し、市内医療機関に生活指導確認書の記載を受けた対象者が保健指導を受ける。対象者1人につき、6か月間で2回の面談、6回の電話による保健指導を実施する。面談では、医療受診状況、生活状況、身体状況等を確認し、本人の課題に応じた個別目標を立案する。	◎	○	○	○	○	○		○		○		○		○																			東久留米市医師会に事業内容を説明し、事業対象者の抽出基準や除外要件について助言を得て実施。年度末に事業効果や結果を報告。	
武蔵村山市	R4	糖尿病とフレイルの併存者への対策	・糖尿病性腎症重症化予防の保健指導は、低栄養及びフレイル（口腔・身体等）を含む指導内容で実施する。 ・対象者1人につき実施期間は6か月、対面（3回）、電話（3回）の保健指導を基本とする。初回面談では身体状況、医療機関の受診状況、直近の血液検査値等及び後期高齢者の質問票にて個別課題を把握し、個別目標を立案する。最終面談では、対象者の目標の達成状況、血液検査データ状況、質問票等を確認し、保健指導の評価を行う。実施中、他支援が必要な状況把握した場合は、地域の介護情報の提供及び地域包括支援センター等につなぐ。	◎	○	○	○	○	○		○																								・三師会に通知文案や対象者の選定基準等、毎年度、事業に関する情報共有を図っている。 ・医師会には対象者の選定基準等、事業に関する助言を依頼している。		
武蔵村山市	R4	糖尿病のコントロール不良者への対策									○																								三師会に通知文案や対象者の選定基準等、毎年度、事業に関する情報共有を図っている。		
武蔵村山市	R4	糖尿病の治療中断者への対策									○																										

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む														受診勧奨											事業の評価指標					携わっている医療専門職					地区医師会等関係機関への 情報提供等
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準				除外要件	具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準				除外要件	介入人数・割合	対象者の検査値 (HbA1c等) の変化	医療機関を受診した 人数・割合	健診を受診した 人数・割合	その他	医師	保健師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	その他					
				訪問	面談	電話	個別通知	その他	対象者	健診結果	健診受診かつ 未治療	治療中			治療中 断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖	個別通知	電話	その他	健診受診かつ 未治療													治療中 断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖		
多摩市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・対象者に対し、保健指導の案内を送付。 ・対象者1人に対し、約3か月間のうち原則3回の保健指導を行う。 【1回目】：健康講座、個別面談（目標設定、受診勧奨、かかりつけ医への目標共有証を記載） 【2回目】：個別面談（より専門的な支援） 【3回目】：個別面談（振り返り、今後のつなぎ先の紹介等） ・評価は、面談時に測定した血圧や受診状況の聞き取り、KDB等で行う。	○	◎	○				○	○	○	8.0		がん・認知症・統合失調症、要介護認定者、90歳以上、介護施設サービス利用者、長期入院（12か月）	—							—	○	○	○				○	○				主訴に応じて、 歯科衛生士や健康運動指導士	かかりつけ医への目標共有証の実施。 一体的実施内容を医師会・歯科医師会・地域包括支援センターへ情報提供。		
		糖尿病の治療中断者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 対象者に対し、保健指導の案内を送付。 ・対象者1人に対し、約3か月間のうち原則3回の保健指導を行う。 【1回目】：健康講座、個別面談（目標設定、受診勧奨、かかりつけ医への目標共有証を記載） 【2回目】：個別面談（より専門的な支援） 【3回目】：個別面談（振り返り、今後のつなぎ先の紹介等） ・評価は、面談時に測定した血圧や受診状況の聞き取り、KDB等で行う。	○	◎	○									同上	—							—	○	○						○	○	同上					
		糖尿病とフレイルの併存者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・対象者に対し、保健指導の案内を送付。 ・対象者1人に対し、約3か月間のうち原則3回の保健指導を行う。 【1回目】：健康講座、個別面談（目標設定、受診勧奨、かかりつけ医への目標共有証を記載） 【2回目】：個別面談（より専門的な支援） 【3回目】：個別面談（振り返り、今後のつなぎ先の紹介等） ・評価は、質問票の変化の確認や、KDB等で行う。	○	◎	○						○	○	○	7.0	がん・認知症・統合失調症、要介護認定者、90歳以上、介護施設サービス利用者、長期入院（12か月）、人工透析・慢性腎不全・腎不全、抽出年度に入院歴がある者	—							—	○	○						○	○	同上	・生活習慣の改善状況			
羽村市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・KDBシステムより抽出基準に沿った対象者を抽出し、事業案内通知を送付する。 ・対象者1人につき、6か月に面談2回、電話6回による栄養指導を実施する。 ・初回面談では、アンケートを実施する。医療受診状況、生活状況、身体状況等を確認し、本人の課題に応じた個別目標を立案する。		◎	○								○	○	○	7.0	がん、1型糖尿病、認知症、うつ、統合失調症、人工透析、要介護1以上	—						○	○	○				○	○			医師会に事業概要と案内通知を送付し、事業に関する協力を依頼している。			
あきる野市	R6	糖尿病のコントロール不良者への対策	・抽出した対象者へ個別通知を送付する。 ・電話で申し込み受付を行う。 1回目：集団健康教育（生活習慣病予防及び重症化予防について、身体機能維持・向上の大切さ）、個別支援（行動目標設定） 2回目：3回目：個別支援（状況確認、保健指導）		◎									○	○	○	6.0	—	—						○	○						○	○	健康運動指導士	医師会に本事業の全体像及び事業内容について周知を行う。			

保険者名 または市 区町村名	事業 開始 年度	取組の 目的	保健指導 ※受診勧奨を含めて実施している場合を含む										受診勧奨							事業の評価指標					携わっている医療専門職						地区医師会等関係機関への 情報提供等						
			具体的な実施内容	支援方法 ※主たる支援方法は二重丸					対象者・抽出基準					具体的な実施内容	支援方法			対象者・抽出基準				介入人 数・割 合	対象者 の検査 値 (HbA 1c等) の 変 化	医療機 関を受 診した 人数・ 割合	健診を 受診し た人数・ 割合	その他	医師	保健 師	看護 師	管理 栄養 士		歯科 衛生 士	その他				
				訪問	面 談	電 話	個 別 通 知	その他	健診受 診かつ 未治療	治療中 断	治療中 断	【血糖】 HbA1c	【血糖】 空腹時 血糖		除外要件	個別 通 知	電 話	その他	健診受 診かつ 未治療	治療中 断	【血糖】 HbA1c													【血糖】 空腹時 血糖	除外要件		
西東京市	R5	糖尿病の コントロ ール不良者 への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・令和5年度健診結果に対して抽出した対象者に保健指導事業案内及び状況確認調査を送付 ・令和6年度健診結果に対して、必要者にかかりつけ医から参加勧奨を行う。 ・事業に申し込まれた方に対し、訪問2回、電話2回の保健師による保健指導を実施。 ・事業開始前、中、終了後にかかりつけ医と連携。 ・状況確認調査や保健指導により未受診・治療中断の可能性がある方については、状況確認・受診勧奨を実施 ・評価指標に基づき評価	◎							○	○	○	7.0										○	○	○				○						西東京市医師会へ事業の 情報提供及び相談	
奥多摩町	R6	糖尿病の コントロ ール不良者 への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 保健師・管理栄養士・看護師などの専門職による、面談（対面もしくはオンライン）の実施。2回の面談と1回の電話もしくはメールフォローにて、3か月の経過フォローとする。	◎							○			8.0									○	○	○				○	○	○			健康づくり推進協議会を年 3回開催し、実施計画・実 績報告・事業評価等につ いて情報共有し協議する。 （福祉保健課のほか、医 師会、歯科医師会、薬剤 師会などで構成） 町内の医療機関（奥多摩 病院）と連携を図り、企 画の段階から健康課題の共 有、事業企画等の相談を 進めるとともに、事業実施 後においても実施状況等 についての報告を行う。			
利島村	R5	糖尿病の コントロ ール不良者 への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 ・対象者へ面談または訪問、電話により受診勧奨及び保健指導を行う。 ・保健指導では、医療受診状況、生活状況、身体状況等を確認し、本人の課題に応じた個別目標を立案する。 ・地域包括支援センターと診療所医師に、連携して対応する。	○	◎							○		6.5										○	○	○								診療所医師に情報提供を する。			
神津島村	R3	糖尿病の コントロ ール不良者 への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 受診勧奨ならびに、生活習慣に関する助言・指導、服薬の確認、診療所との連携した取り組みで実施する。頻度は対象者の生活状況、認知機能、家族環境などを勘案して決定する。期間は3か月単位の評価をし、必要に応じて期間を延長する。訪問型・立ち寄り型のいずれかをコースに合わせて実施する。	◎							○	○	○	7.0										○	○	○											
		糖尿病の 治療中 断者への 対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 受診勧奨ならびに、生活習慣に関する助言・指導、服薬の確認、診療所との連携した取り組みで実施する。頻度は対象者の生活状況、認知機能、家族環境などを勘案して決定する。期間は3か月単位の評価をし、必要に応じて期間を延長する。訪問型・立ち寄り型のいずれかをコースに合わせて実施する。	◎										○																							
		糖尿病と フレイル の併存者 への対策	【保健指導と受診勧奨を実施】 生活習慣に関する助言・指導、服薬の確認、診療所との連携した取り組みで実施する。頻度は対象者の生活状況、認知機能、家族環境などを勘案して決定する。フレイルの状態も考慮し積極的に通いの場への参加を励行する。期間は3か月単位の評価をし、必要に応じて期間を延長する。訪問型・立ち寄り型のいずれかをコースに合わせて実施する。	◎								○	○	○																							